

# 石川県滝港マリーナ指定管理者仕様書

石川県土木部港湾課

令和4年8月

# 石川県滝港マリーナ指定管理者仕様書

本仕様書は、石川県滝港マリーナの指定管理者(管理運営団体)が行う業務の内容及び履行方法等について定める事を目的とする。

## 1 施設概要

別紙「石川県滝港マリーナ指定管理者募集要項」、「1 対象施設の概要」のとおり。

## 2 基本的な考え方

別紙「石川県滝港マリーナ指定管理者募集要項」、「2 施設管理の基本的な考え方」のとおり。

## 3 業務の範囲

別紙「石川県滝港マリーナ指定管理者募集要項」、「3 指定管理者の業務」の考え方のとおり。

※ 指定管理者の業務内容の自主事業の実施については、施設の設置目的に合致し業務を妨げない範囲において、事故の責任と負担により実施できること、事前に県の承認を受けるものとします。

## 4 管理の基準等

### (1) 安全管理者の設置及び業務

マリーナの安全管理業務のため、管理事務所に責任者として安全管理者1人を置くものとします。

① 安全管理者は、次の職務を行うものとします。

- ア 利用者に対する艇置場の場所並びに係留場所の指示及び連絡に関する業務。
- イ 出港・入港届の受理及び帰港艇の確認に関する業務。
- ウ 利用料金の徴収確認、並びに保管に関する業務。
- エ 漁業協同組合、各団体等関係機関との連絡調整業務。
- オ 気象状況の把握、利用者への情報提供並びに事故防止に関する業務。

### (2) 利用者の安全確保

① 指定管理者は、マリーナを利用するヨット及びモーターボートの安全を確保するとともに、次の各号に掲げる事務を行うものとします。

- ② 艇の整備及び安全備品の状況の把握並びに出入港届の確認
- ③ 専用使用の許可及び取消し並びに専用使用許可艇へのステッカーの交付
- ④ 海難等の事故を防止するための啓蒙活動
- ⑤ 関係行政機関からの指導事項の周知徹底
- ⑥ 艇の保険等への加入指導
- ⑦ ヨットの航行範囲と漁業者との安全及び操業に係る相互調整

### (3) 気象及び海洋情報の把握及び安全の確保

① 指定管理者は、艇の出港にあたって艇長に対して、気象及び海洋情報を周知し以下の状況が予測されるとき、又は状況下の場合出港停止を勧告するものとします。

- ② 風雨又は、波浪等の警報が発令されたとき。
- ③ 瞬間最大風速が毎秒15メートル以上のとき。
- ④ 視界が800メートル以下のとき。
- ⑤ 艇の整備不良又は安全備品の不備、損傷若しくは無免許等が認められるとき。

(4) 避難勧告

指定管理者は、艇の出港後において、(3)の①～⑤までの状況に至った場合無線等可能な手段により、直ちに安全な場所への避難を勧告するものとします。

(5) 緊急連絡体制

① 指定管理者は、マリーナの管理運営上又は出港艇に関して緊急な事故等が生じたときは、必要に応じて必要な箇所に緊急連絡を行うものとします。

② 以下の事態が生じたときは、指定管理者は別に定める救助活動を行うとともに、金沢海上保安部に連絡を行うものとします。

ア 帰港時間を2時間経過しても、出港艇から何ら連絡がないとき。

イ 気象又は海象状況が急変し、帰港予定時間を経過しても、出港艇から何ら連絡がないとき。

ウ 遭難したことが明らかなきとき。

(6) 警戒艇の出動

① 小型艇が集団的に練習又は大会等を行うときは、利用者において警戒艇を出動させるよう指導するものとします。

② 指定管理者は、事故等のための場合に備え、小型船舶操縦士免許2級以上の者を置き、また、職員は水難救助講習会等の受講を受けるものとします。

(7) 危険物等の持込み禁止

マリーナへの危険物・引火物等の持ち込みはできないものとします。

(8) 無線免許者の配備

指定管理者は、海上特殊無線技士2級以上の免許者を必ず1名置き、無線を配備した艇に対してこれにより緊急時等の連絡を確保するものとします。

(9) クレーンの安全運転等

① 船舶の海上への係留、陸揚げ等、クレーンの運転には、クレーン等安全規則を遵守し、以下の安全対策等を講じるものとします。

② クレーン等安全規則により、クレーン運転に係る資格を有する者を置くこと、また玉掛け作業をし、荷が吊り上げられているとき等に、クレーンの下に人を通すときは、安全が確保されるよう、誘導員の配置と安全に配慮するものとします。

(クレーン等安全規則第21条、22条、28条、29条)

③ 玉掛け業務に係る者は、玉掛け技能講習修了者でなければならないものとします。  
(クレーン等安全規則第221条)

- (10) 苦情の処理及び対応について  
滝港マリナーに関する苦情に対しは、誠意を持って対応するとともに、速やかに内容等を県へ報告すること。
- (11) 減免措置の取扱い  
学校教育活動の一環として、また青少年のヨット競技向上等として利用する場合で知事が適当と認められた時は艇置料等について減免するものとします。
- (12) 個人情報等の取扱い  
施設利用者の個人情報の等の取扱いについては、十分留意し、漏洩、滅失、き損の防止、その他適切な管理に努め、個人情報保護のため必要な規定等の整備、職員教育等個人情報を保護するために必要な措置を取るものとします。
- (13) 守秘義務  
指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、事故の利益のために使用してはならないものとします。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様とします。
- (14) 経理・会計体制の確立  
会計帳簿を整備し、経理・会計体制を確立し、適正な公金管理をおこない、事故防止体制を整えるものとします。
- (15) 施設、備品管理体制の確立  
施設、貸与備品(別紙1)の管理について、台帳等を整え適正に管理するものとします。
- (16) 環境配慮、コスト削減等の体制
- ① 海洋汚染等の少ない、環境に配慮した製品の使用や、廃棄に当たっての資源の有効活用や適正な処理をおこなうものとします。
  - ② 電気・ガス・水道・重油等のエネルギー使用量の削減をおこなうものとします。
  - ③ 施設の利用者に対して、環境の保全等に関する情報提供や協力依頼、また業務に関わる職員に対する教育及び学習の推進に努めるものとします。
- (17) 業務委託の制限  
指定管理者は、本事業の全部を第三者に委託することはできません。なお、一部の業務を第三者に委託するときは、その内容についてあらかじめ県の承認を受け、請負者の業務内容等必要な項目を把握し、安全対策等を適宜指示するものとします。
- (18) 実績報告書の提出  
指定管理者は、実績報告書を毎会計年度終了後別途指示する期日までに、提出しなければなりません。

## 別紙1

## 県貸与備品一覧

備品名	規格・構造等	数量	備考
冷蔵庫	三菱MR22J	1	
屋外放送設備			
マイクロフォン	PM600	2	
屋外スピーカー	TC151M	2	
片袖机	吏員用	2	
いす	イトー R114	2	
会議机	イトー DS-2T	18	
会議いす	イトー RO-49	55	
応接セット	イトー HR11-AC	1	
保管庫	イトー 5355	3	
更衣ロッカー	イトー LK-3	1	
ファイリングキャビネット	イトー B4-2	1	
掲示板	イトー PA-34	1	
行事用黒板	イトー HTM-23	1	
移動黒板	イトー GSRK-36	2	
傘立て	イトー K-9T	1	
食器棚	ヨシケイ T329	1	
台車	イトー CW-30	1	
気圧計	T&D TR73-U	1	
フォークリフト	FG25C-15	1	
自動体外式除細動器 AED	カルジオライフ AED-3100	1	

## 5 その他事項

### (1) 事業継続困難時の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、またはそのおそれが生じた場合は、速やかに県に報告するものとします。その場合の措置については、以下のとおりです。

- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な業務の継続が困難となった場合、または、そのおそれが生じた場合は、県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができるものとします。  
この場合において、指定管理が当該期間内において改善することができなかつたときは、県は指定管理者の指定を取り消すものとします。
- ② 上記①により、指定管理者の指定を取り消された場合、指定管理者は、県に生じた損害を賠償するものとします。
- ③ 不可抗力その他県又は、指定管理者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合には、県と指定管理者は、業務の継続の可否等について協議するものとします。

### (2) 疑義の解決

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、県及び指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

### (3) 業務の引継について

指定期間の終了又は取消しにより、指定管理業務を引き継ぐ必要があるときは、円滑な引継に協力するものとします。